

令和7年度 障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験 受 験 案 内

【一般事務（身体障がい者、精神障がい者）、学校事務、警察事務】

〔島根県人事委員会〕〒690-8501 松江市殿町8番地 TEL(0852)22-5438



○事前に申込みをされた方は、点字による受験ができます。

○この受験案内は、島根県人事委員会事務局ホームページにも掲載しています。

また、音声読み上げ機能を利用できるよう、内容を要約したテキストデータを併せて掲載しています。

○受 付 期 間 令和7年8月25日(月)午前8時30分～9月24日(水)午後5時
※郵送による場合は、9月24日(水)までの消印有効

○申 込 方 法 郵送、持参又は島根県職員採用試験ポータル
(島根県職員採用試験ポータルによる申込方法は、8～9ページをご覧ください。)

○第1次試験日 令和7年11月2日(日)

○第1次試験合格発表 令和7年11月12日(水)

○第2次試験日 令和7年11月27日(木)～28日(金)のうち指定する日

○最終合格発表 令和7年12月中旬(予定)

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

職種	試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	一般事務 (身体障がい者)	1 名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事します。
	一般事務 (精神障がい者)	1 名	
学校事務	学校事務	1 名	島根県内の市町村立小・中・義務教育学校に勤務し、学校事務に従事します。 (採用後の勤務地は、障がいの程度等を考慮の上、出雲地区又は石見地区のいずれかに限定されます。)
警察事務	警察事務	2 名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事します。

注 (1) 受験の申込は、いずれか一つの試験区分に限ります。申込受付後の試験区分の変更は認めません。

(2) 11月2日(日)に第1次試験を実施する「障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験(一般事務(知的障がい者))」と本試験は併願できません。

(3) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(4) 試験区分「学校事務」は、県職員採用試験と同時に実施しますが、市町村の職員(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員)として採用されます。(※)

(※)「出雲地区」は島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内、「石見地区」は島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内のことです。

2. 受験資格

以下の各試験区分に対応した、すべての要件を満たす人であること。

試験区分	年齢・資格等
すべての試験区分	平成 5 (1993) 年 4 月 2 日から平成 20 (2008) 年 4 月 1 日までに生まれた人
一般事務 (身体障がい者)	身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの人 ※
一般事務 (精神障がい者)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※
学校事務	次のアからエまでのいずれかに該当する人 ※ ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの人 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
警察事務	ウ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 エ 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がい者であると判定された人

※ 試験日当日までに交付又は判定される見込みの人を含む。なお、第 1 次試験日及び第 2 次試験日当日に次のいずれかの手帳等を持参していただく必要があります。(試験当日に持参できない場合は受験できません。)

- ・受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ・上表の公的判定機関で知的障がい者であると判定されたことを証明する書類

なお、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人（職種「一般事務」及び「警察事務」のみ。）
- (2) 禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 受験上の配慮

試験にあたっては、受験者の希望に応じて、原則として以下のとおり対応することとしています。

これらの対応を希望される場合は、申込書（申込画面）の該当項目に必ず記入（入力）をしてください。

申込書への記入（申込画面への入力）がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

なお、ご希望の内容によっては、試験の実施上問題ないかを確認するため、障害者手帳の写し又は専門医の意見書等を別途提出していただく場合があります。

障がいの種類	対応の内容
視覚障がい	・ルーペ（拡大鏡）、拡大読書器の持ち込みを認めます。 ・音声読み上げ機能付きパソコンの使用を認めます。 ・点字又は拡大文字による試験問題を用意します。
聴覚障がい・ 音声言語障がい	・試験員の発言事項について、書面を配付し伝達します。 ・補聴器の持ち込みを認めます（聴覚障がいに限る）。 ・手話通訳者を試験室に配置します。 ・筆談メモを用意します。
肢体不自由	・車椅子を使用する方には、入口付近などの移動しやすい席を用意します。 ・身体障がい者用のトイレ、スロープのある施設を試験場とします。
上肢機能 障がい等	・上肢機能障がいなど障がいの特性上、筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンの使用を認めます。ただし、事前に障害者手帳の写し又は専門医の意見書を提出していただく必要があります。
すべての障がい	・漢字に読み仮名が必要な場合は、試験当日の配布物に読み仮名を振る等の対応をします。 ・上記の他、受験者の希望に応じて受験上の配慮が適当と認められること ※ご希望の内容によっては対応できないことがあります。

また、教養試験は、①マークシート式と ②数字記入式 ※の 2つの解答方法により行います。すべての受験者は、申込時にいずれかの方法を選択する必要があります。（ただし点字による受験者は除く。）

〈記入例〉問題 No. 2 の解答を「5」とする場合

①マークシート式

No. 1	①	②	③	④	⑤
No. 2	①	②	③	④	●
No. 3	①	②	③	④	⑤
No. 4	①	②	③	④	⑤

選択肢の解答番号「5」の ○
をHBの鉛筆で塗りつぶします。

②数字記入式

問題番号	解答欄
No. 1	
No. 2	5
No. 3	

※解答欄に解答番号の数字「5」
を記入します。マークシートに
よる解答が難しい場合は、こち
らを選択してください。

4. 試験の日時、試験場及び試験の種目

区分	日時	試験場	試験の種目
第1次試験	11月2日(日) 受付時間 9:00～9:30 試験時間 10:00～	島根県職員会館 (松江市内中原町)	教養試験
第2次試験	11月27日(木)～11月28日(金)の うち指定する日 (詳細は第1次試験合格者に通知 します。)	島根県職員会館 (松江市内中原町)	作文試験 面接試験

※第1次試験に遅刻した場合、試験開始後60分以降は受験できません。

※第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。

5. 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験	300	公務員として必要な知識及び知能について、高校卒業程度の内容で、択一式による筆記試験を行います。（出題数40題、120分（点字は180分））
第2次試験	作文試験	200	文章による表現力、課題に対する理解力について試験を行います。（75分、1000字）
	面接試験	500	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。（事前に自己紹介書を提出していただきます。）

※試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

※過去の作文試験課題（参考）

令和6年度 あなたが島根県職員として取り組みたい仕事内容と、その仕事を通してどのように成長していきたいか、自由に述べなさい。

令和5年度 島根県を魅力ある県にするためにはどのような取組が必要だと思いますか。自由に述べなさい。

6. 受験申込から第1次試験合格発表までの流れ

(1) 受験申込

受験申込は、以下①又は②のいずれかの方法により行ってください。

① 持参又は郵送による申込

- ・申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局（〒690-8501 松江市殿町8番地）に直接持参するか郵送により提出してください。（9月24日（水）までの消印有効）。
- ・郵送の場合は、封筒の表に「一般事務申込」、「学校事務申込」又は「警察事務申込」と朱書し、郵便局で簡易書留郵便にしてください。簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。
- ・提出書類は次のページのとおりです。

○持参又は郵送により申し込むときの提出書類

提出書類名	留意事項
障がい者を対象とした 島根県職員採用選考試 験申込書	・申込書表面の「申込書記入上の注意」を参照してください。 ・180 円切手を貼ってください。(受験票送付用)

② インターネット（島根県職員採用試験ポータル）による申込

- 1) インターネットで申込をした場合、受験票の送付や試験結果の通知等は、「島根県職員採用試験ポータル」のマイページにより行います。初めて利用する方は、利用者登録が必要です。島根県職員採用試験ポータルにアクセスし、利用者登録を行ってください。

【島根県職員採用試験ポータルホームページアドレス】

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/tyuuijikou.html

【スマートフォン用二次元バーコード】



- 2) 利用者登録完了後、島根県職員採用試験ポータルにログインし、画面上の注意事項に従って受験申込を行ってください。提出書類は次のとおりです。

○インターネットにより申し込むときの提出書類

提出書類名	留意事項
本人写真データ	・受験票に表示をする写真です。 ・以下の規格に合致するものを提出してください。 ・データ形式 jpg 又は png ・データ容量 5MB 以内 ・縦横比 4 : 3 ・申込前 6 か月以内に撮影 ・上半身、脱帽、正面向き（サングラス、マスク、帽子などは着用せず、肩から上を正面から撮影したもの） ・カラー、白黒いずれも可

※本人確認できない写真データが提出された場合は、再提出を依頼する場合があります。詳しくは、島根県人事委員会事務局ホームページの「顔写真登録

における注意事項」を確認してください。

【島根県人事委員会事務局ホームページアドレス】

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/facpicture.html

【スマートフォン用二次元バーコード】



- 3) 申込完了後、「no-reply.saiyo@pref.shimane.lg.jp」というメールアドレスから「【申込完了】島根県職員採用試験ポータル」という件名の電子メールが、申込の際に登録したアドレスに送信されます。

※パソコン、スマートフォンで上記ドメインから送信される URL 付きメールを受信できるよう設定してください。

※申込後直ちに上記のメールが届かない場合は、島根県人事委員会事務局までお問合せください。

※8月25日(月)午前8時30分から9月24日(水)午後5時までに島根県職員採用試験ポータルによる申込が完了したものに限り、受け付けます。

(2) 受験票の発行

受験票は、申込を受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後に次の方法により送付します。なお、受験票が10月16日(木)までに到着しないときは、島根県人事委員会事務局に問い合わせてください。

① 持参又は郵送による申込の場合

島根県人事委員会事務局から郵送により受験票を送付します。

② インターネットによる申込の場合

島根県採用試験ポータルを通じて受験票を送付します。

「【受験票発行】島根県職員採用試験ポータル」という件名のメールでお知らせしますので、メールが届いたら島根県職員採用試験ポータルから受験票をダウンロードし、内容を確認してください。

(3) 第1次試験の受験及び自己紹介書の提出

第1次試験当日は次のものを持参してください。

① 受験票

- ・持参又は郵送による申込の場合は、受験者本人の写真を所定の位置に貼り付けて持参してください。
- ・インターネットによる申込の場合は、送付した受験票のデータをA4用紙に印刷して作成の上、持参してください。

② 自己紹介書

- ・自己紹介書は第2次試験の面接試験の受験に必要な書類です。
- ・自己紹介書様式（Word）を島根県人事委員会事務局ホームページの「受験案内」からダウンロードして作成し、A4用紙に印刷したものを持参してください。なお、パソコン等での作成が困難な場合は、自筆（ボールペン）で記入してください。

【島根県人事委員会事務局ホームページアドレス】

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/mousikomisenntaku.html

【スマートフォン用二次元バーコード】



③ HB又はBの鉛筆及び消しゴム

④ 時計

- ・試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は持参してください。（時計機能だけのものに限る。）

(4) 第1次試験合格発表

11月12日（水）に島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の番号を掲示するほか、郵送又は島根県採用試験ポータルマイページ上で通知します。

11月19日（水）までに結果通知が届かない場合は、島根県人事委員会事務局に問い合わせてください。

《通知内容》

第1次試験合格者：合格通知書、第2次試験の案内 等

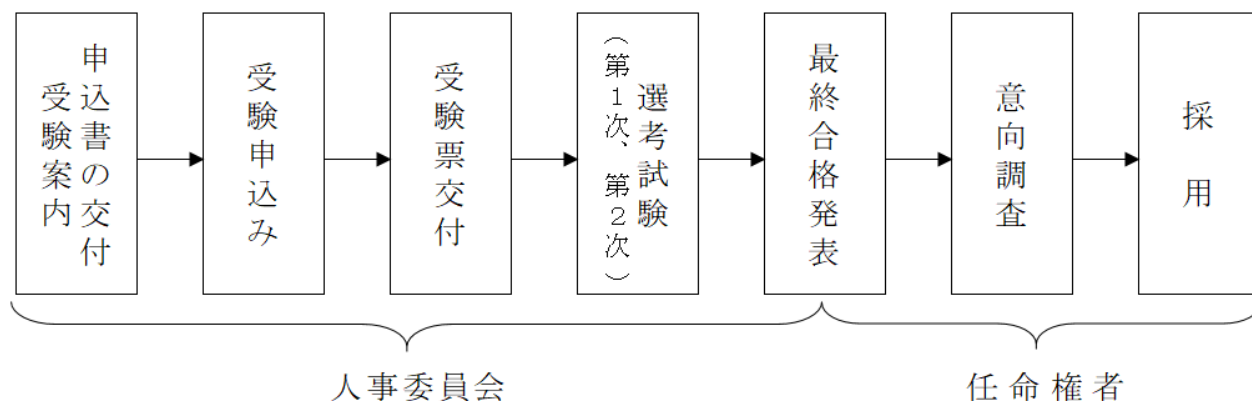
第1次試験不合格者：成績通知書

7. 合格から採用まで

最終合格者は、原則として令和8年4月1日に採用されます。

なお、採用に先立って各任命権者が「意向調査」を行います。その際には勤務地等について本人の意見を十分聞くことにしています。

(参考) 受験申込から採用まで



8. 勤務条件等

(1) 条件付採用期間

6か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(2) 勤務時間

原則として、勤務時間は8:30～17:15（うち休憩時間12:00～13:00）、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。（特別の勤務に従事する職員については、勤務時間・休日の割振りを別に定めます。）

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることがあります。

(3) 賃金

初任給は、令和7年4月1日現在、次の表のとおりです。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（給料月額等の4.4か月分（令和6年度実績））等の諸手当が支給されます。（学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給料月額を決定します。）

学歴	年齢	初任給月額
高 校 卒	18 歳	188,840 円
短 大 卒	20 歳	201,898 円
大 学 卒	22 歳	214,554 円

(4) 社会保険

地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。

(5) 受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙としています。勤務場所によっては、屋外に喫煙場所があります。

9. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、次の対象者ごとに試験成績をお知らせします。

対象者	第1次試験：不合格者のみ 第2次試験：合格者及び不合格者
通知内容	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目
通知方法	合格発表日以降に、試験結果通知送付先住所へ郵送又は島根県職員採用試験ポータルにより通知します。

※第1次試験の合格者へは合格通知のみ通知し、第1次試験の成績は第2次試験の成績と合わせて最終合格発表日に通知します。

10. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①本試験に関する事務の実施
- ②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報を任命権者に提供します。）

11. その他

- (1) この試験についての問い合わせは、島根県人事委員会事務局企画課任用係（〒690-8501 松江市殿町 8 番地 島根県庁南庁舎 2 階 TEL（0852）22-5438、試験当日については 090-9068-8234）にしてください。
- (2) 自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

試験場案内図



- J R 山陰本線松江駅から
一畑バス「松江しんじ湖温泉」 行き
松江市営バス「島根大学・川津」 行き
「国宝松江城県庁前」下車 徒歩約 5 分
- 一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅から 徒歩約 15 分